

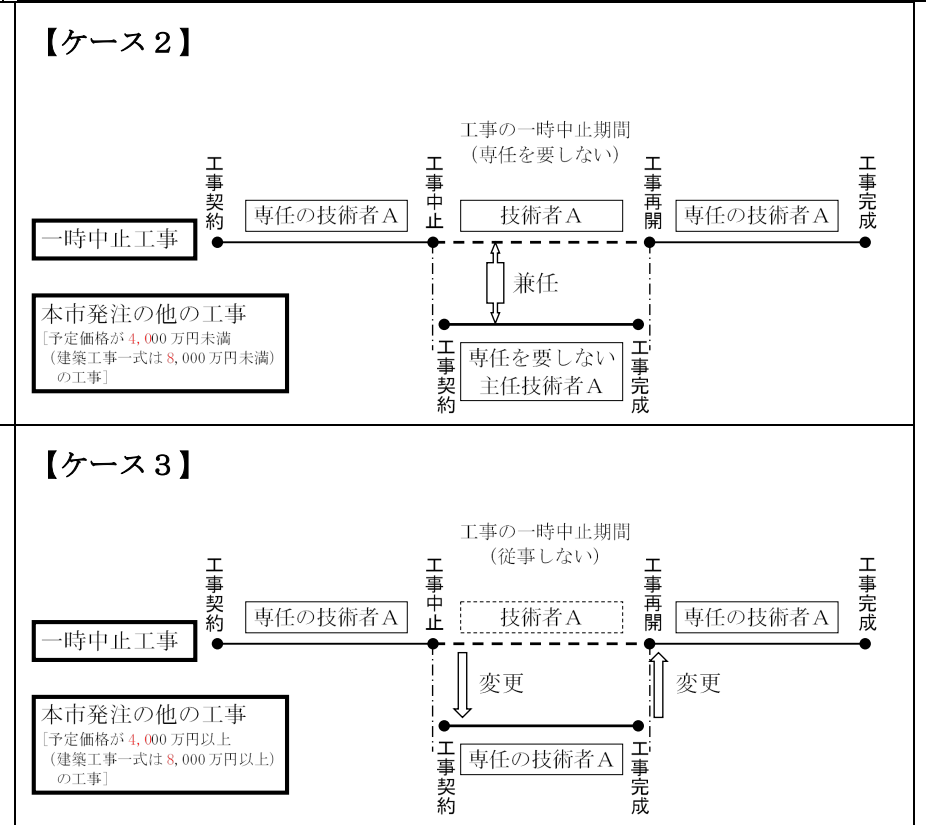
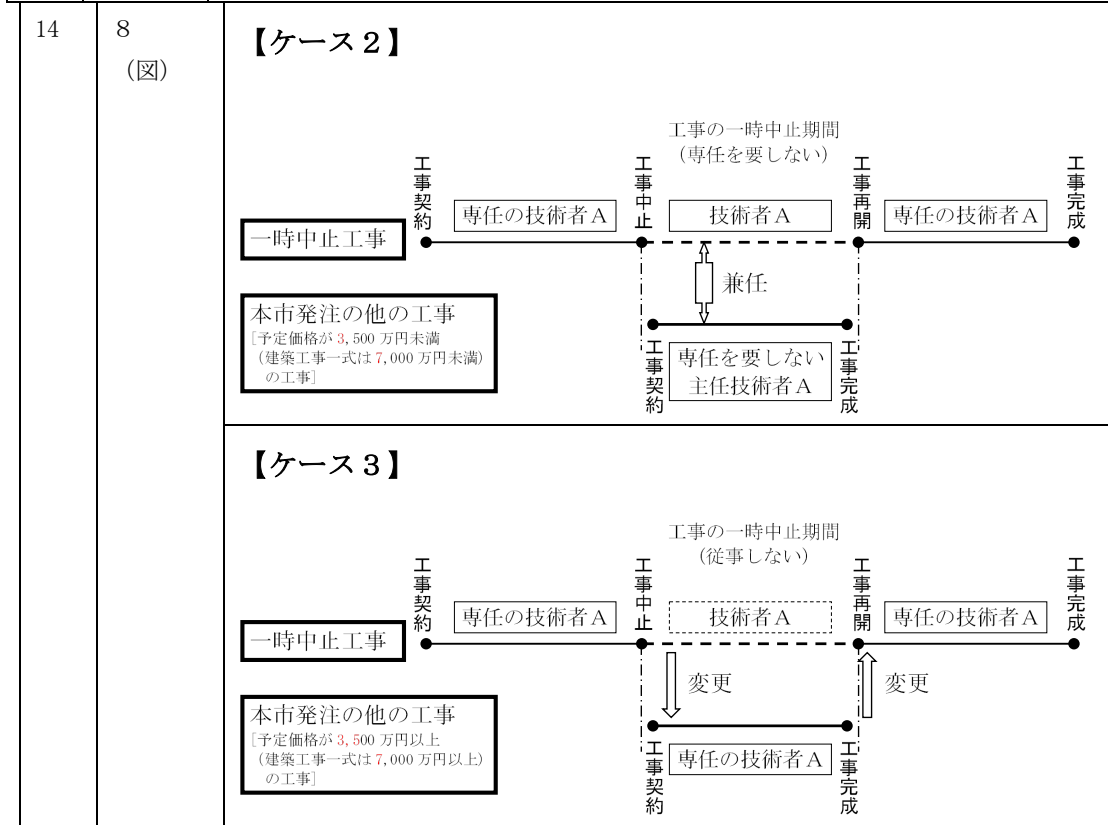
「工事の一時中止に係るガイドライン」の主な改定箇所（新旧比較表）

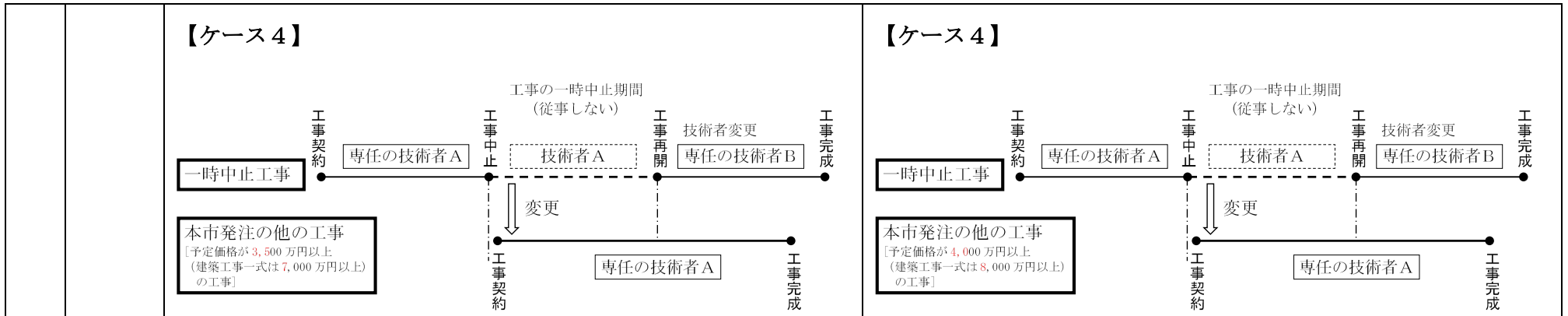
令和5年1月

頁	章	旧（平成29年4月）	新（令和4年12月）																																																						
表紙		<u>平成29年4月</u>	<u>令和5年1月</u>																																																						
12	8	<p>請負人の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、次の一覧の定めるとおり、他の工事との兼任等ができるものとします。</p> <p>また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、<u>次の通知文等を参照してください。</u> <u>平成28年5月24日 現場代理人の常駐義務の緩和措置の拡大について（お知らせ）</u> http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20160524-2genbadairinin-soti-oshirase.pdf</p> <p>また、一時休止期間中における他の工事との技術者等の兼任に際し、次のとおり発注者に届け出てください。</p>	<p>請負人の責によらない理由により、工事の全部を一時中止した場合は、当該中止期間に限り「主任・監理技術者の専任を要しない期間」とし、次の一覧の定めるとおり、他の工事との兼任等ができるものとします。</p> <p>また、工事の全部を一時中止し、「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」において、現場代理人を必要としないことを横浜市が承諾した場合は、当該中止期間に限り常駐を要しない取扱いとすることとします。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置については、<u>下記ホームページを参照してください。</u> <u>現場代理人の常駐義務の緩和措置について</u> http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/tetsuduki/tetsuduki/seido_dairinin.html</p> <p>また、一時休止期間中における他の工事との技術者等の兼任に際し、次のとおり発注者に届け出てください。</p>																																																						
13	8	<p style="text-align: center;">配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>一時中止期間</th> <th>本市発注の他の工事^{*1}</th> <th>他の工事の契約時期</th> <th>当該工事現場の維持・管理の有無</th> <th>配置技術者の措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ケース1</td> <td>3か月以下</td> <td rowspan="2">全ての工事</td> <td rowspan="2">一時中止以前又は以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">他の工事の補助として従事が可能</td> </tr> <tr> <td>3か月を超える場合</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケース2</td> <td rowspan="2">3か月を超える場合</td> <td rowspan="2">予定価格が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事</td> <td rowspan="2">一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能</td> </tr> <tr> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td>3か月を超える場合</td> <td>予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事(工期が一時中止</td> <td>一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td>一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者^{*2}に変更し、再開</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容	ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能	3か月を超える場合	有	ケース2	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能	有	ケース3	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事(工期が一時中止	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開	<p style="text-align: center;">配置技術者に関する工事の一時中止期間中の緩和一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>一時中止期間</th> <th>本市発注の他の工事^{*1}</th> <th>他の工事の契約時期</th> <th>当該工事現場の維持・管理の有無</th> <th>配置技術者の措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ケース1</td> <td>3か月以下</td> <td rowspan="2">全ての工事</td> <td rowspan="2">一時中止以前又は以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">他の工事の補助として従事が可能</td> </tr> <tr> <td>3か月を超える場合</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケース2</td> <td rowspan="2">3か月を超える場合</td> <td rowspan="2">予定価格が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事</td> <td rowspan="2">一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td rowspan="2">専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能</td> </tr> <tr> <td>有</td> </tr> <tr> <td>ケース3</td> <td>3か月を超える場合</td> <td>予定価格が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事(工期が一時中止</td> <td>一時中止以後に契約</td> <td>無</td> <td>一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者^{*2}に変更し、再開</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容	ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能	3か月を超える場合	有	ケース2	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能	有	ケース3	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事(工期が一時中止	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開
ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容																																																				
ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能																																																				
	3か月を超える場合			有																																																					
ケース2	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円未満(建築一式工事は7,000万円未満)の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能																																																				
				有																																																					
ケース3	3か月を超える場合	予定価格が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の工事(工期が一時中止	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開																																																				
ケース	一時中止期間	本市発注の他の工事 ^{*1}	他の工事の契約時期	当該工事現場の維持・管理の有無	配置技術者の措置の内容																																																				
ケース1	3か月以下	全ての工事	一時中止以前又は以後に契約	無	他の工事の補助として従事が可能																																																				
	3か月を超える場合			有																																																					
ケース2	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円未満(建築一式工事は8,000万円未満)の工事	一時中止以後に契約	無	専任を要しない他の工事の主任技術者との兼任が可能																																																				
				有																																																					
ケース3	3か月を超える場合	予定価格が4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事(工期が一時中止	一時中止以後に契約	無	一時中止工事に従事しない場合は、専任を要する他の工事の主任・監理技術者 ^{*2} に変更し、再開																																																				

		期間内)			時に同一人が再び 従事することが可能
ケース 4	3 か月を 超える場合	予定価格が 3,500 万円以上(建築一式 工事は 7,000 万円 以上)の工事 (工期が一時中止 期間を超過)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従 事しない場合は、専 任を要する他の工 事の主任・監理技術 者 ^{**2} に変更し、再開 時に別の技術者に 変更が可能
<p>※1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。 ※2 下請総額 4,000 万円未満 (建築一式工事は 6,000 万円未満) の工事は主任技術者、 下請総額 4,000 万円以上 (建築一式工事は 6,000 万円以上) の工事は監理技術者</p>					

		期間内)			時に同一人が再び 従事することが可能
ケース 4	3 か月を 超える場合	予定価格が 4,000 万円以上(建築一式 工事は 8,000 万円 以上)の工事 (工期が一時中止 期間を超過)	一時中止 以後に契約	無	一時中止工事に従 事しない場合は、専 任を要する他の工 事の主任・監理技術 者 ^{**2} に変更し、再開 時に別の技術者に 変更が可能
<p>※1 工事現場への出勤体制について制限を設けている工事、緊急性のある工事を除く。 ※2 下請総額 4,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満) の工事は主任技術者、 下請総額 4,500 万円以上 (建築一式工事は 7,000 万円以上) の工事は監理技術者</p>					





※「工事一時中止に係るガイドラインに関する書類の作成例」は、変更なし

21	<p>工事の一時中止に係るガイドライン</p> <p>平成 21 年 4 月策定</p> <p>平成 22 年 4 月改定</p> <p>平成 25 年 4 月改定</p> <p>平成 29 年 4 月改訂</p> <p>財政局公共施設・事業調整課</p>	<p>工事の一時中止に係るガイドライン</p> <p>平成 21 年 4 月策定</p> <p>平成 22 年 4 月改定</p> <p>平成 25 年 4 月改定</p> <p>平成 29 年 4 月改訂</p> <p>令和 5 年 1 月改訂</p> <p>財政局公共施設・事業調整課</p>
----	--	--